

三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル

平成27年11月

(令和6年3月改定)

三 重 県

【目次】

1	目的と背景	4
2	ツキノワグマの生態等の理解促進	4
	(1) ツキノワグマの生態	4
	(2) ツキノワグマの生息状況	4
	(3) ツキノワグマの特徴	5
	(4) ツキノワグマの生態に関する普及・啓発（理解促進）	5
3	ツキノワグマの出没防止対策	6
	(1) 出没防止対策の概要	6
	(2) 出没防止のための普及・啓発	6
4	ツキノワグマ出没時の対処方法	6
	(1) 地域設定	6
	(2) ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で 目撃された場合	6
	(3) ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合	7
	(4) 緊急対応が必要な場合	7
5	ツキノワグマの錯誤捕獲防止等対策	10
	(1) くくりわなの設置	10
	(2) 箱わなの設置	10
	(3) わなの適切な管理	11
	(4) 錯誤捕獲防止のための普及・啓発	11

6	ツキノワグマの錯誤捕獲に関する対処方法	11
	(1) 年度当初の準備作業等	11
	(2) 錯誤捕獲時の対応	12
	(3) 錯誤捕獲発見直後の作業	12
	(4) 放獣前の準備作業	14
	(5) 放獣作業	15
7	その他	16

1 目的と背景

紀伊半島南部に生息するツキノワグマは、環境省のレッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として位置づけられており、また、三重県に生息するツキノワグマは、生息数が少ないことから三重県自然環境保全条例により「三重県指定希少野生動植物種」に指定されている。ツキノワグマは、通常は、森林域を主な生息地としているが、生息域に隣接する人里まで出没することがある。

当県では、平成 18 年度以降、松阪以南を中心に目撃情報は年間平均 10 数件の報告があり、また、錯誤捕獲は 25 件発生している。近年では、津市やこれまで目撃情報がなかったいなべ市でも錯誤捕獲が発生しており、県全域でのツキノワグマへの対応が必要となってきたことから、平成 27 年 11 月に本マニュアルを策定しツキノワグマを錯誤捕獲した場合等について、適切な対応の徹底を図ってきたところである。

今後も引き続き人とツキノワグマとの共生を図り、また、県民の安全・安心を確保するため本マニュアルを改定し、「ツキノワグマの生態等の理解促進」、「出没防止対策」、「ツキノワグマ出没時の対処方法」、「錯誤捕獲防止等対策」、「錯誤捕獲に関する対処方法」について具体的な対処方法を明示することにより、クマの生息域と人の生活圏のそれぞれの状況に応じた対策を実施する。

2 ツキノワグマの生態等の理解促進

(1) ツキノワグマの生態

ツキノワグマは、東アジア、本州、四国の冷温帯落葉広葉樹林（ブナ林）を中心に生息し、木の実や若芽、草、昆虫などを餌とする。越冬場所としてブナや天然スギ、岩穴等を利用し、冬眠中に 1～2 頭を出産する。紀伊半島の個体は、冬季、活動量は低下するものの、完全な冬眠に入ることはなく、越冬中に採食活動を行う個体が多いとされている。西日本では、生息環境の消失や捕獲圧により減少している。

(出典：ツキノワグマ保護指針（三重県）及び環境省レッドデータブック 2014)

(2) ツキノワグマの生息状況

県内では、松阪市、大台町、紀北町、尾鷲市、熊野市に生息情報があり、これらの三重県南西部と奈良県南部、和歌山県北部にかけては、紀伊半島個体群として孤立した分布をしている。1984 年の調査では、紀伊半島（三重・奈良・和歌山）における生息個体数は、約 180 頭と推定されている。

(出典：ツキノワグマ保護指針（三重県）、三重県レッドデータブック 2015)

近年では、名張市、伊賀市等の県北西部でも目撃情報がある。

(3) ツキノワグマの特徴

- ・**形態**：全身黒色で胸のところに白い三日月状紋がある。本州中部、東北の個体は成獣で体重 80～120kg 程度であるが、紀伊半島の個体は成獣で体重 30～65kg 程度であり、他地域に比べると小型である。
- ・**聴覚**：非常に優れている
- ・**嗅覚**：非常に優れている
- ・**視覚**：あまりよくない
- ・**食性**：植物性に偏った雑食性。ハチミツ・アリ類も好物
 - 春～夏 ブナなど樹木の新芽、新葉、前年の堅果類、キイチゴ類などの果実、ササ、タケ、イラクサ科の草本など。
 - 夏 アリ、ハチなどの昆虫類、クロモジ、サルナシなどの果実類。
 - 秋 堅果類（ミズナラ、コナラ、ブナ、クリなど）、ミズキ、カキなど。この他、アズキナシ、ウラジロノキなど晩秋まで残る果実類。

動物食の割合は低くて、年間をならして 10%程度であるが、魚や昆虫、動物の死体なども食べるほかに、罨にかかったニホンジカやイノシシを食べることもある。

- ・**行動範囲**：年齢や餌の分布と量によって変動する。無線標識を付けた個体の追跡調査から、およそ以下のようなデータが得られている。
 - オス**：通常は、30 平方キロから 50 平方キロ程度、まれに 100 平方キロを超える広い行動圏をもつ個体もいる。
 - メス**：通常は、10 平方キロから 30 平方キロ程度、まれに 50 平方キロ程度。
- ・**活動**：一般的には繁殖は 2～3 年に一度で 1 産 2 仔と少なく、また、メスが性的熟成に達するのは 3 歳前後である。繁殖（交尾）は、初夏に行い、2 月頃に 1 頭あるいは 2 頭の仔を出産する。仔グマは生後 1 年半ほど母グマと行動を共にする。木登り、穴掘りなどのための力が強く、爪も発達している。人より早く走る。泳ぎも得意。明け方、夕方の活動が活発といわれるが、日中も活動している。

（出典：三重県レッドデータブック 2015、「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」（環境省）及び環境省レッドデータブック 2014）

(4) ツキノワグマの生態等の普及・啓発（理解促進）

みどり共生推進課、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町は、ツキノワグマに対する地元住民の正しい理解を深めるため、ツキノワグマの生態等について普及・啓発に努めるものとする。普及・啓発にあたって

は、ホームページやリーフレット、チラシ等により繰り返し情報発信するものとする。

3 ツキノワグマ出没防止対策

(1) 出没防止対策の概要

人とツキノワグマの棲み分けを図るため、クマの出没を抑制するための対策に取り組む。

- ① 誘因物の除去・管理：放置果樹、ミツバチの巣箱、生ごみ（残飯、廃油、食用油）、コンポスト、ペットフード、発酵食品、塗料、有機肥料、養魚飼料、燃料（ガソリン、混合油等）等のクマの誘因物となるものを除去、または適切に管理する。
- ② 環境管理：山林に近い場所では、林縁部等の下草や低木の下刈り、刈り払いを実施し、ツキノワグマが利用しづらい環境を整備（緩衝帯整備）することにより、ツキノワグマの侵入を抑制する。

(2) 出没防止のための普及・啓発

獣害対策課、みどり共生推進課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町は、ツキノワグマとの不測の遭遇を避けるため、放置果樹、家庭ゴミ等の誘引物の適切な管理、緩衝帯の整備について普及・啓発に努めるものとする。普及・啓発にあたっては、ホームページやリーフレット、チラシ等により繰り返し情報発信するものとする。

4 ツキノワグマ出没時の対処方法

人とツキノワグマとの棲み分けを図るため、以下のとおり地域を設定する。

ツキノワグマ目撃の通報を受けたみどり共生推進課、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、警察署等は、情報の共有化を図るとともに、地域設定に応じた迅速な対策を実施する。

(1) 地域設定

- ① 生息・保護地域：人の活動がほとんどなく、ツキノワグマが生息する地域。集落から概ね2 km以上離れた森林。
- ② 緩衝地域：人の生活圏とツキノワグマの生息域の間の地域。
- ③ 被害防止地域：人の生活圏。人の活動が活発で、クマが本来生息していない地域。集落、集落周辺の田畑、生活道路から概ね500m以内の地域。

(2) ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃された場合

【具体例】: 山中（里山）や山中の道路沿いでの目撃、山中（里山）での痕跡（糞、足跡、爪痕等）の発見

【対策】: ①目撃情報を受けたみどり共生推進課、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、警察署は、速やかに相互の関係機関に情報を提供する（別紙1により収集した情報を取りまとめる）。

②市町は、登山道の管理者等に対し、情報提供を行うとともに、入山時には、鈴・ラジオの携帯励行や単独で行動しないこと等の注意を促す看板を設置する。

③市町は、地元自治会等に対し、ツキノワグマの目撃情報等を提供するとともに、緩衝地域で目撃された場合は、ツキノワグマを誘引する物（生ゴミなど）を置かないよう注意を呼びかける。

（3）ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合

【具体例】: 集落、田畑、果樹園、養蜂巣箱、ゴミ捨て場など人の生活圏における出没、又は痕跡の発見

【対策】: ①目撃情報を受けたみどり共生推進課、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、警察署は速やかに相互の関係機関に情報を提供する（別紙1により収集した情報を取りまとめる）。

②農林（水産）事務所森林・林業室、市町は、注意喚起方法等について協議の上、市町が地元自治会等へ注意喚起等を行うとともに、農林（水産）事務所森林・林業室、市町は必要に応じて、地元猟友会及び警察署へ要請しパトロールを行う。

③市町は、通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。

④市町は、地元自治会にツキノワグマを誘引する物（生ゴミなど）を置かないよう注意を呼びかける。

⑤被害がある場合は、電気柵等による被害防除を行うとともに、収穫しないカキヤクリ等を除去する。

⑥農林（水産）事務所森林・林業室、市町及び地元猟友会等は被害防止の捕獲許可（以下「捕獲許可」という。）による対応の必要性について協議を行い、必要な場合は、三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に基づき市町が捕獲許可を申請し、農林（水産）事務所森林・林業室が許可を行う。

（4）緊急対応が必要な場合

【具体例】: 人身被害が発生した、人家等へ侵入している、周囲に追い払う先のない場所（市街地等）に出没した

【対策】: ①情報をを受けたみどり共生推進課、獣害対策課、農林（水産）事務所

森林・林業室、市町、警察署は、速やかに相互の関係機関で情報を共有し、被害の拡大、あるいは、被害の発生を防ぐため、連携して住民の避難、立ち入り制限、パトロールなどを実施し、住民の安全を確保する（別紙1により収集した情報を取りまとめる）。

② 市町は、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、地元猟友会等と協議し、事務取扱要領に基づき捕獲等を実施するものとし、状況に応じて殺処分を実施できる。殺処分は出来る限り苦痛を与えない方法で行う。

③ 市町は、地元自治会等へ不要な外出を控えることを周知するなどの注意喚起等を行う。

④市町は、通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携し、児童生徒の安全確保を図る。

⑤市町は、地元自治会へツキノワグマを誘引する物（生ゴミなど）を置かないよう注意を呼びかける。

⑥被害がある場合は、電気柵等による被害防除を行うとともに、収穫しないカキヤクリ等を除去する。

【参 考】緊急対応が必要な場合における出没状況ごとの対応方法の考え方

（1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲

市街地（住居集合地域等）に出没したツキノワグマに対しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第38条第2項の規定に基づき、銃の使用は禁止されている。そのため、住居集合地域等に該当する場所、該当しない場所では対応方法が異なる。

※ 住居集合地域等とは、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す（鳥獣保護管理法第38条第2項）。

住居集合地域等に該当しない場所	住居集合地域等に該当する場所
① 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、専用のわな（ドラム缶檻等）による捕獲。原則、麻酔による不動化を行い、移動し放獣。ただし、関係機関 ^{*1} による協議において殺処分することを決定した場合は殺処分。	① 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、専用のわな（ドラム缶檻等）による捕獲。原則、麻酔による不動化を行い、移動し放獣。ただし、関係機関 ^{*1} による協議において殺処分することを決定した場合は殺処分。

② 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、銃による捕獲 ^{※2}	② 鳥獣保護管理法第9条第1項及び第38条の2に基づく許可による麻醉銃の使用 ^{※3}
---	--

- ※1 関係機関とは、4（4）②に記載する市町、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、地元猟友会等である。
- ※2 銃による捕獲は、関係機関による協議において殺処分を行うことを決定した場合に限る。
- ※3 住居集合地域等における麻醉銃の使用は、原則ニホンザルを対象とするが、ツキノワグマが箱わな等の閉鎖的な空間に閉じ込められている状況であって、麻醉銃による投薬が確実に行える距離まで接近可能な状態で安全が確保されている場合のみ使用を許可する。

（2）緊急避難の措置としての駆除

（1）の鳥獣保護管理法に基づく捕獲が時間的・物理的に不可能であり、人家周辺など人間の生活域においてツキノワグマによる人身被害が発生するおそれが極めて高い、若しくは人身被害が現に発生している場合は、警察官の命令よりも先に現場に臨場した地元猟友会会員の判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として猟銃等を使用して駆除することは妨げられないとされている。

<p>刑法（明治40年法律第45号） （緊急避難） 第37条 自己又は他の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。</p>
--

※「警察官職務執行法に基づく避難等の措置について」

警察官職務執行法第4条第1項の活用によりツキノワグマの駆除を積極的に推進できるとまでは言えないが、現実・具体的に危険が生じ特に急速を要する場合には、同法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官が地元猟友会会員に対し猟銃を使用して住宅街に現れたツキノワグマを駆除するように命じることは行い得るものとされている。

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を發し、及び特に急速を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

5 ツキノワグマの錯誤捕獲防止等対策

農業従事者が自衛のためにわなを農地周辺に設置する割合が増加しており、ツキノワグマの人里周辺への出没による錯誤捕獲が発生する可能性が高まっている。錯誤捕獲の発生を完全になくすことは困難であるが、予防することによりそのリスクを減らすことは可能である。獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町は連携して以下のとおり対策等を行うものとする。

（1）くくりわなの設置

①捕獲許可において、県内全域で輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用を認めないものとし、許可証へその旨を明示することとする。

②くくりわなを設置した場所付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、或いは設置を中止するよう捕獲実施者へ要請する。

（2）箱わなの設置

①誘引された動物を確認した上で扉を落とす仕掛け（トリガー）を設置するよう捕獲実施者へ要請する。

②箱わなを設置した場所付近でツキノワグマの生息が確認された場合や、ツキノワグマによる箱わなの利用が確認された場合は、箱わなの扉を閉める、或いは箱わなを移動するよう捕獲実施者へ要請する。

③ツキノワグマを誘引する廃果や野菜くずなどの餌を使用しないよう捕獲実施者へ要請する。

(3) わなの適切な管理

わなで捕獲したシカ等にツキノワグマが餌付くリスクや、錯誤捕獲されたツキノワグマを放置することによる付近住民の人身被害発生のリスクを軽減するため、定期的な見回り及び捕獲個体の適切な処理を徹底するよう捕獲実施者へ要請する。

(4) 錯誤捕獲防止のための普及・啓発

獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室は、狩猟免許更新時やニホンジカ等の捕獲技術研修等を実施する際にツキノワグマの錯誤捕獲の防止について研修するとともに、わなの定期的な見回り及び捕獲個体の適切な処理を周知するものとする。

6 ツキノワグマの錯誤捕獲に関する対処方法

捕獲許可や狩猟により設置したニホンジカ等の捕獲檻等にツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、原則、放獣とする。

錯誤捕獲された野生鳥獣の放獣は、わな設置者が行うものであるが、ツキノワグマの放獣作業には危険が伴うこと、また、地域住民の安全を確保する必要があることから、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室及び市町は、放獣作業業者等及び猟友会の協力の下、錯誤捕獲した者に代わって放獣作業等を行う。

なお、捕獲された状態で繰り返し威嚇し強暴化が確認されるなど、人身被害を発生させるおそれが高く緊急を要すると判断される場合は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、警察署、地元自治会で協議し対応する。具体的な錯誤捕獲時の対応は6（2）のとおりとする。

国及びその附属機関が実施する事業において錯誤捕獲された場合は、事業委託者の責において放獣を行うものとし、事業委託者は放獣した個体のデータを獣害対策課へ提出することとする。

(1) 年度当初の準備等

農林（水産）事務所森林・林業室は、年度当初に管轄する市町等の連絡先一覧表を作成する。

農林（水産）事務所森林・林業室は、放獣を迅速に進めるため、年度当初に市町と調整し、放獣場所等について運搬経路を含めた現地状況の確

認や公有地を含めて幅広く検討しておく。

獣害対策課は、クマに対する知識と放獣経験を有する放獣作業業者等を毎年、年度当初に選定しておく。

(2) 錯誤捕獲時の対応

①「3(1)①生息・保護地域」で錯誤捕獲された場合

集落から概ね2km以上離れており、人の活動がほとんどなくクマが生息する地域であるため、錯誤捕獲された場所で放獣する。

②「3(1)②緩衝地域」で錯誤捕獲された場合

農林(水産)事務所森林・林業室と市町で選定した放獣場所へ放獣する。

③「3(1)③被害防止地域」で錯誤捕獲された場合

農林(水産)事務所森林・林業室と市町で選定した放獣場所へ放獣する。ただし、住居や生活道路付近など人身被害発生の危険性が高い場所での錯誤捕獲であるため、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、市町は、警察署、地元自治会と対応を検討し、集落に依存している個体であることが確認される等、住民の安全・安心が確保できないと認められる場合は、必要に応じて捕獲許可により殺処分できるものとする。殺処分は出来る限り苦痛を与えない方法で行う。

④ 緊急対応が必要な場合

人身被害の観点から、錯誤捕獲された状態や放獣に向けた作業過程において、人の安全確保に万全を期することが困難な場合には、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、市町、警察署、地元自治会で対応を検討し、必要に応じて捕獲許可により殺処分できるものとする。殺処分は出来る限り苦痛を与えない方法で行う。

(3) 錯誤捕獲発見直後の作業

① 連絡体制

被害防止の捕獲期間中にニホンジカ等の捕獲檻等によるツキノワグマの錯誤捕獲が発生した場合、許可権者である市町は、農林(水産)事務所森林・林業室、地元自治会、警察署及び地元猟友会に連絡し、農林(水産)事務所森林・林業室は、獣害対策課、みどり共生推進課、鳥獣保護管理員へ連絡する。

狩猟期間中に捕獲檻等によるツキノワグマの錯誤捕獲が発生した場合、農林（水産）事務所森林・林業室は、獣害対策課、みどり共生推進課、市町、鳥獣保護管理員へ連絡する。市町は、地元自治会、警察署及び地元猟友会に連絡する。

市町、県などの関係機関は、別紙1の情報収集一覧表へ入手した情報を整理し共有するとともに、別紙2の対応事項チェック表に基づき対応する。

② 現場の確認

農林（水産）事務所森林・林業室は、市町、地元猟友会と共に、設置されたわなの安全性や、地域住民への安全確保について状況確認を行う。確認は、安全に十分配慮し、捕獲個体の無用な興奮を招くことを防ぐため、必要最小限の人数で行うものとする。設置されたわなの適法性についての確認は、わな設置者への聞き取りや捕獲個体を麻酔で不動化する等の安全性が確保された後で行うものとする。

農林（水産）事務所森林・林業室は、安全確保のため、地元猟友会等へ捕獲許可に基づいた銃器による対応を依頼する。

錯誤捕獲されたツキノワグマが仔グマであった場合、親グマが近隣にいる可能性が高いため、安全に十分注意する。

③ 協議

獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室は、市町、関係自治会等で、ツキノワグマの放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。

④ 放獣場所の条件

放獣場所は、県内に限ることとし、原則として、錯誤捕獲された市町内において放獣する。また、原則、集落から2km以上離れており、人家、農地等がない森林とする。なお、放獣場所の選定が困難な場合は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町で対応を協議する。

獣害対策課及び農林（水産）事務所森林・林業室は市町と協力し、即日、放獣が出来ず、錯誤捕獲した場所に仮置きができない場合や安全が確保出来ない場合は、放獣作業業者等により麻酔処置を施し、クマ用捕獲檻に入れ替えて山中等の安全な場所に一時保護する。

⑤ 作業体制の確認

獣害対策課は、放獣作業業者等へ連絡し、現地での麻酔処理から発信器の装着、放獣作業を指示する。

作業は、放獣作業業者、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、地元猟友会等の必要最小限の人数とする。

市町、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室などの関係機関は、別紙3の作業当日メモに従い、役割を明確にして行う。

（４）放獣前の準備作業

① 器材等の準備

獣害対策課は、ツキノワグマの放獣等に必要な器材（軽トラック、クマ用捕獲檻、発信器、受信器、カップサイシンスプレー、シート、ロープ、ロケット花火、爆竹、パチンコ、ゴム弾）を準備する。

② 麻酔処理

放獣作業業者は、獣害対策課の立ち会いのもと、吹き矢等による麻酔の処置を行う。

③ 個体の確認

麻酔処理後、当該ツキノワグマについて、これまでの錯誤捕獲の有無の確認をマイクロチップ、耳標等により行い、二回目の錯誤捕獲であることが確認された場合は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町で対応を協議する。

④ 個体の測定等

初めて錯誤捕獲されたツキノワグマであることが確認された場合は、性別の判定、体重の測定、個体の撮影等を行う。また、DNA検査が可能なように検体（血液等）を採取するとともに、マイクロチップと耳標を装着する。

⑤ 発信器の装着

獣害対策課は、住民の安全・安心を確保するために、市町、地元自治会等と協議し、必要と認める場合には、放獣後の人里への接近を確認するため、放獣作業業者等へ発信器（技適マークの付いたものに限る）の装着を指示する。

⑥ 運搬の方法

獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町は、クマ用捕獲檻へ移し替えた後、軽トラック等運搬車両の荷台に檻ごと積み込み、ロープで荷台に固定する。運搬時にクマが脱出しないよう捕獲檻の扉を厳重にロックする。また、作業にあたる者は、不測の事態に備えカップサイシンスプレーを携帯する。

運搬時には、直接クマの観察ができないため、後続の車両が常時檻に異常がないことを確認しながら運搬する。

日中、直射日光を受けた状態で長距離を運搬するときは、檻内が暑くなりクマが熱中症となるなどの危険があるため、シート等で覆う。

(5) 放獣作業

① 放獣の方法

放獣作業業者等は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、地元猟友会等の立ち会いのもと、次の放獣作業を行う。

放獣する前には、周辺（500m程度）に人がいないことを確認した後に行う。

檻は、クマの逃げ道が確保されている場所に設置する。逃げ道の方向に檻の出口を向ける。

檻を開くときは、車内からロープを使って滑車などを利用し、檻の扉を開ける作業方法により行う。檻から脱出後、人を攻撃する個体もあるので、檻を開く場合は車の荷台などで待機せず、必ず全員車の中に入った状態で行う。

クマはいったん藪に隠れてから攻撃することがあるので、クマが付近にいないことを確認した後、車外に出る。

必要に応じてロケット花火や爆竹等を発射して追い払う。

夜間や濃霧など視界の利かないときには、放獣しない。

② 学習放獣

放獣作業業者等は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、地元猟友会等の立ち会いのもと、原則、次の方法によって学習放獣を行う。ただし、学習放獣の内容及び方法については、クマの状態や放獣場所を考慮して、放獣作業業者等と獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町が協議した後実施する。

放獣直前に檻の中でクマが完全に覚醒した状態を確認し、自分より人間の方が優位であると思わせるため、檻に入っているクマに向かって人間や犬が大声で怒鳴るなど威圧する。

人間を見たら避けるという認識を確実に持たせるためには、声や音（爆竹、花火弾）などの刺激を与えると同時に、カプサイシンスプレー、パチンコやゴム弾を使って痛みを感じさせる。

③ 地域への周知

関係自治会等への周知は、獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室、市町が協議し、市町が行う。また、放獣場所の管轄の農林（水産）事務所森林・

林業室は、放獣した市町名のみを隣接の農林（水産）事務所森林・林業室へすみやかに連絡し、通知を受けた農林（水産）事務所森林・林業室は、管内の関係市町へ連絡する。隣接県への連絡は、獣害対策課が行う。

④ 放獣後のツキノワグマの確認

発信器を装着し放獣したツキノワグマについては、原則、放獣後1週間程度、集落等への接近の有無を農林（水産）事務所森林・林業室、市町、地元自治会等が受信器により確認する。また、再度、目撃情報や新しい痕跡があった場合においても、農林（水産）事務所森林・林業室、市町、地元自治会等が受信器により確認する。

7 その他

- ・このマニュアルは、平成27年11月17日より運用する。
- ・このマニュアルは、平成30年8月31日より運用する。
- ・このマニュアルは、令和5年3月31日より運用する。
- ・このマニュアルは、令和6年4月1日より運用する。
- ・このマニュアルによりがたい場合は、別途、関係機関協議のうえ決定する。
- ・マニュアルの内容は、随時必要な修正・追加を行い、ツキノワグマに対して、より安全で安心できる対応マニュアルとする。

(別紙1)

情報収集一覧表

発見	通報者氏名		発生場所	
	通報者連絡先		集落からの距離	
	発生日時		発見時の状況 (逃げた方向等)	
市町	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた日時		連絡先	
	わなの設置者氏名		狩猟免許番号	
	有害捕獲許可		許可期間	
	位置図・写真(速やかに送付)			
県農林(水産) 事務所	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
獣害対策課	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
みどり共生推進課	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
受託者	担当者氏名		委託会社名	
	連絡先			
	連絡した時間			
猟友会	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
警察	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	

(別紙2)

【対応事項チェック表】

[市町用]

対応事項	対応内容	チェック
4(2) ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃された場合	<ul style="list-style-type: none">・関係機関に情報を提供する。・地元自治会等に対し、目撃情報を提供するとともに、誘引物などを置かないように注意を呼びかける。・登山道の管理者等に対し、情報提供を行う。・入山時には、鈴・ラジオの携帯励行、単独で行動しないこと等の注意看板を設置する。	
4(3) ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合	<ul style="list-style-type: none">・関係機関に情報を提供する。・地元自治会へ注意喚起を行うとともに、必要に応じて地元猟友会及び警察署へ要請しパトロールを行う。・地元自治会等に対し、誘引物などを置かないように注意を呼びかける。・通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。	
4(4) 緊急対応が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・速やかに関係機関で情報を共有し、被害の拡大、あるいは、被害の発生を防ぐため、連携して住民の避難、立ち入り制限、パトロールなどを実施し、住民の安全を確保する。・獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、地元猟友会と協議し、捕獲等を実施する。・地元自治会等へ不要な外出を控えることを周知するなどの注意喚起等を行う。・地元自治会等に対し、誘引物などを置かないように注意を呼びかける。・通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携し、児童生徒の安全確保を図る。	

6 (1) 年度当初の準備等	・年度当初に農林(水産)事務所森林・林業室と調整し、放獣方法等について検討しておく。	
6 (3) 錯誤捕獲発見直後の作業	・許可捕獲期間中: 錯誤捕獲した者から通報を受け、農林(水産)事務所森林・林業室、地元自治会、警察署、地元猟友会へ連絡する。	
① 連絡体制	・狩猟期間中: 農林(水産)事務所森林・林業室から連絡を受け、地元自治会、警察署、地元猟友会へ連絡する。	
② 現場の確認	・農林(水産)事務所森林・林業室と地元猟友会、捕獲檻の設置者立ち会いのもと、適法かつ安全な捕獲檻か、地域住民への安全性が確保されているかどうかの確認を行う。	
③ 協議	・獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、関係自治会で放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。	
④ 放獣場所の条件	・放獣場所の選定が困難な場合は、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室と対応を協議する。	
⑤ 作業体制の確認	・作業当日メモに従い、役割を明確にする。	
6 (4) 放獣前の準備作業	・二回目の錯誤捕獲である場合は、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室と対応を協議する。	
③ 個体の確認		
⑤ 発信器の装着	・発信器の装着について、地元自治会等と協議する。	
6 (5) 放獣作業	・放獣作業に立ち会う。	
① 放獣の方法		
② 学習放獣	・学習放獣に立ち会う。	
③ 地域への周知	・放獣する関係自治会へ周知する。	
④ 放獣後の確認	・原則、放獣後1週間程度、集落等に接近していないかどうか、また、再度の目撃情報や新しい痕跡があった場合、受信器により確認する。	

[農林（水産）事務所森林・林業室用]

対応事項	対応内容	チェック
4（2）ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に情報を提供する。 	
4（3）ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に情報を提供する。 ・必要な場合は、被害防止の捕獲許可を行う。 	
4（4）緊急対応が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに関係機関で情報を共有し、被害の拡大、あるいは、被害の発生を防ぐため、連携して住民の避難、立ち入り制限、パトロールなどを実施し、住民の安全を確保する。 ・被害防止の捕獲許可を行う。 	
6 ツキノワグマの錯誤捕獲に関する対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策課とともに、放獣作業業者等及び猟友会と協力の下、錯誤捕獲した者に代わって放獣作業等を行う。 	
6（1）年度当初の準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に管轄する市町等の連絡先一覧表を作成する。 ・年度当初に市町と調整し、放獣方法等について検討しておく。 	
6（3）錯誤捕獲発見直後の作業 ① 連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・許可捕獲期間中：市町から連絡を受け、獣害対策課、みどり共生推進課へ連絡する。 ・狩猟期間中：錯誤捕獲した者から通報を受け、獣害対策課、みどり共生推進課、受持区域の鳥獣保護管理員、市町へ連絡する。 	
② 現場の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と地元猟友会、捕獲檻の設置者立ち会いのもと、適法かつ安全な捕獲檻か、地域住民への安全性が確保されているかの確認を行う。 ・安全確保のため、地元猟友会へ銃器による対応を依頼する。 ・錯誤捕獲されたツキノワグマが仔グマであった場合、親グマが近隣にいる可能性が高いため、安全に十分注意する。 	

③ 協議	・市町、関係自治会等で放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。	
④ 放獣場所の条件	・放獣場所の選定が困難な場合は、獣害対策課、市町と対応を協議する。	
⑤ 作業体制の確認	・放獣作業の安全確保のため、地元猟友会等へ銃器による対応を依頼する。	
6 (5) 放獣作業		
① 放獣の方法	・放獣作業に立ち会う。	
② 学習放獣	・学習放獣に立ち会う。	
③ 地域への周知	・隣接する農林（水産）事務所森林・林業室へ放獣したことを通知する。通知を受けた農林（水産）事務所森林・林業室は、管内の関係市町へ通知する。	
④ 放獣後の確認	・原則、放獣後 1 週間程度、集落等に接近していないかどうか、また、再度の目撃情報や痕跡があった場合、受信器により確認する。	

[獣害対策課用]

対応事項	対応内容	チェック
4(2) ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃された場合	・関係機関に情報を提供する。	
4(3) ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合	・関係機関に情報を提供する。	
4(4) 緊急対応が必要な場合	・関係機関に情報を共有する。 ・必要に応じて、麻酔銃の使用許可を行う。	
6 ツキノワグマの錯誤捕獲に関する対処方法	・農林(水産)事務所森林・林業室とともに、放獣作業業者等及び猟友会と協力の下、錯誤捕獲した者に代わって放獣作業等を行う。	
6(1) 年度当初の準備等	・放獣作業業者等を毎年、年度当初に選定しておく。	
6(3) 錯誤捕獲発見直後の作業 ③ 協議	・農林(水産)事務所森林・林業室、市町、関係自治会等で放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。	
④ 放獣場所の条件	・原則として、錯誤捕獲された市町内で放獣する。 ・即日、放獣が出来ず、錯誤捕獲した場所の安全が確保出来ない場合は、市町と協力しくま用捕獲檻により山中の安全な場所等へ一時保護する。	
⑤ 作業体制の確認	・放獣作業業者等へ現地での麻酔処理から発信器の装着、放獣を指示する。	
6(4) 放獣前の準備作業 ① 器材等の準備	・放獣等に必要な資材(軽トラック、クマ用捕獲檻、発信器、受信器、カップサイシンスプレー、シート、ロープ、ロケット花火、爆竹、パチンコ、ゴム弾)を準備する。	

② 麻酔処理	・放獣作業業者等が行う麻酔処理に立ち会う。	
③ 個体の確認	・二回目の錯誤捕獲である場合は、農林(水産)事務所森林・林業室、市町と対応を協議する。	
⑤ 発信器の装着	・市町、地元自治会等と協議し、必要と認める場合には、放獣作業業者等へ発信器(技適マークの付いたものに限る)を装着させる。	
⑥ 運搬の方法	・クマを檻へ移し替え、軽トラック等運搬車両の荷台に檻ごと積み込み、運搬する。	
6(5) 放獣作業	・放獣作業に立ち会う。	
① 放獣の方法		
② 学習放獣	・学習放獣に立ち会う。	
③ 地域への周知	・放獣後、隣接県へ連絡する。	

[みどり共生推進課用]

対応事項	対応内容	チェック
4(2) ツキノワグマが「生息・保護地域」及び「緩衝地域」で目撃された場合	・関係機関に情報を提供する。	
4(3) ツキノワグマが「被害防止地域」へ出没した場合	・関係機関に情報を提供する。 (捕獲等の対応が必要な時は、獣害対策課へ速やかに連絡する)	
4(4) 緊急対応が必要な場合	・関係機関に情報を共有する。 (捕獲等の対応が必要な時は、獣害対策課へ速やかに連絡する)	

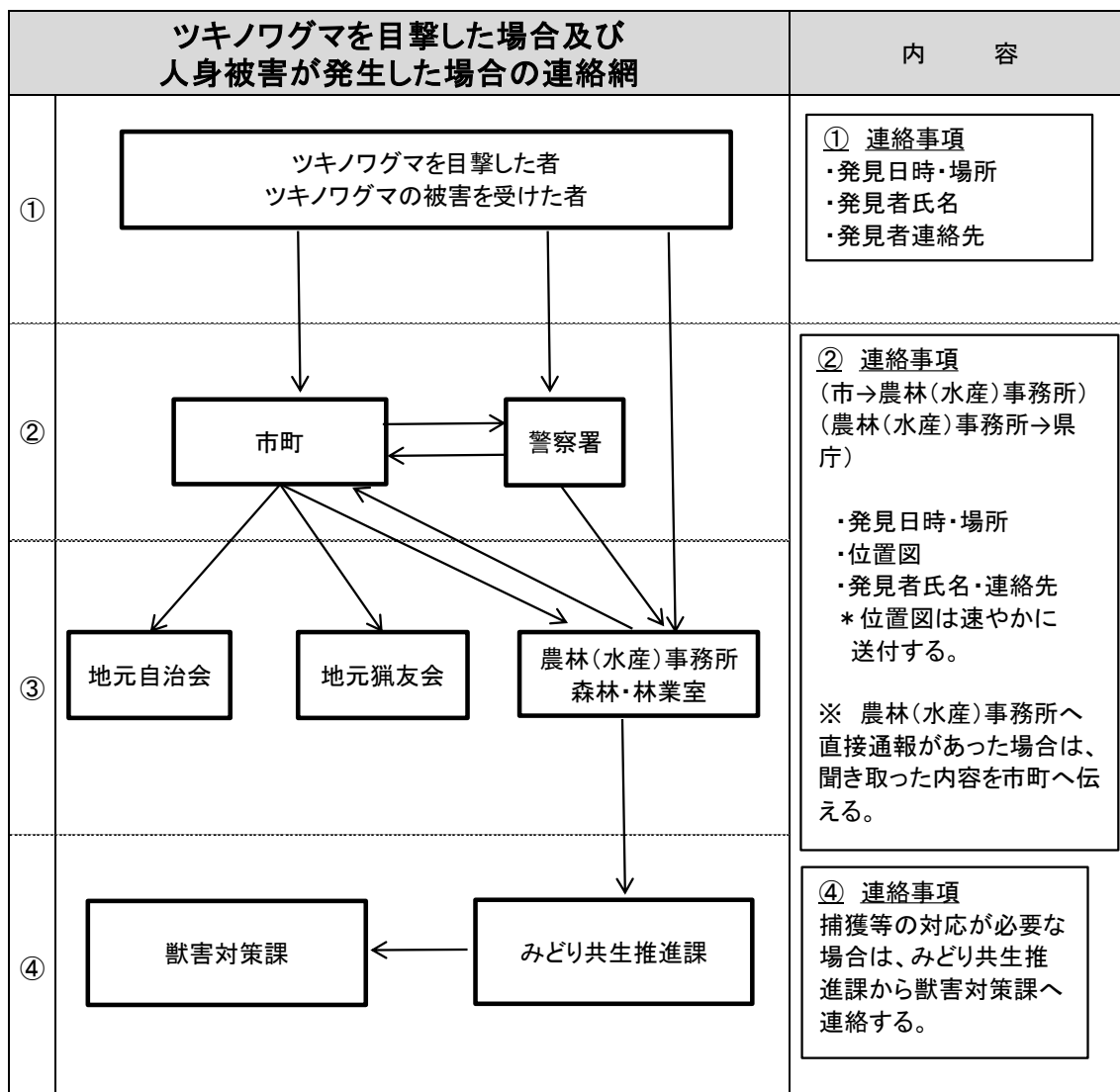
(別紙3)

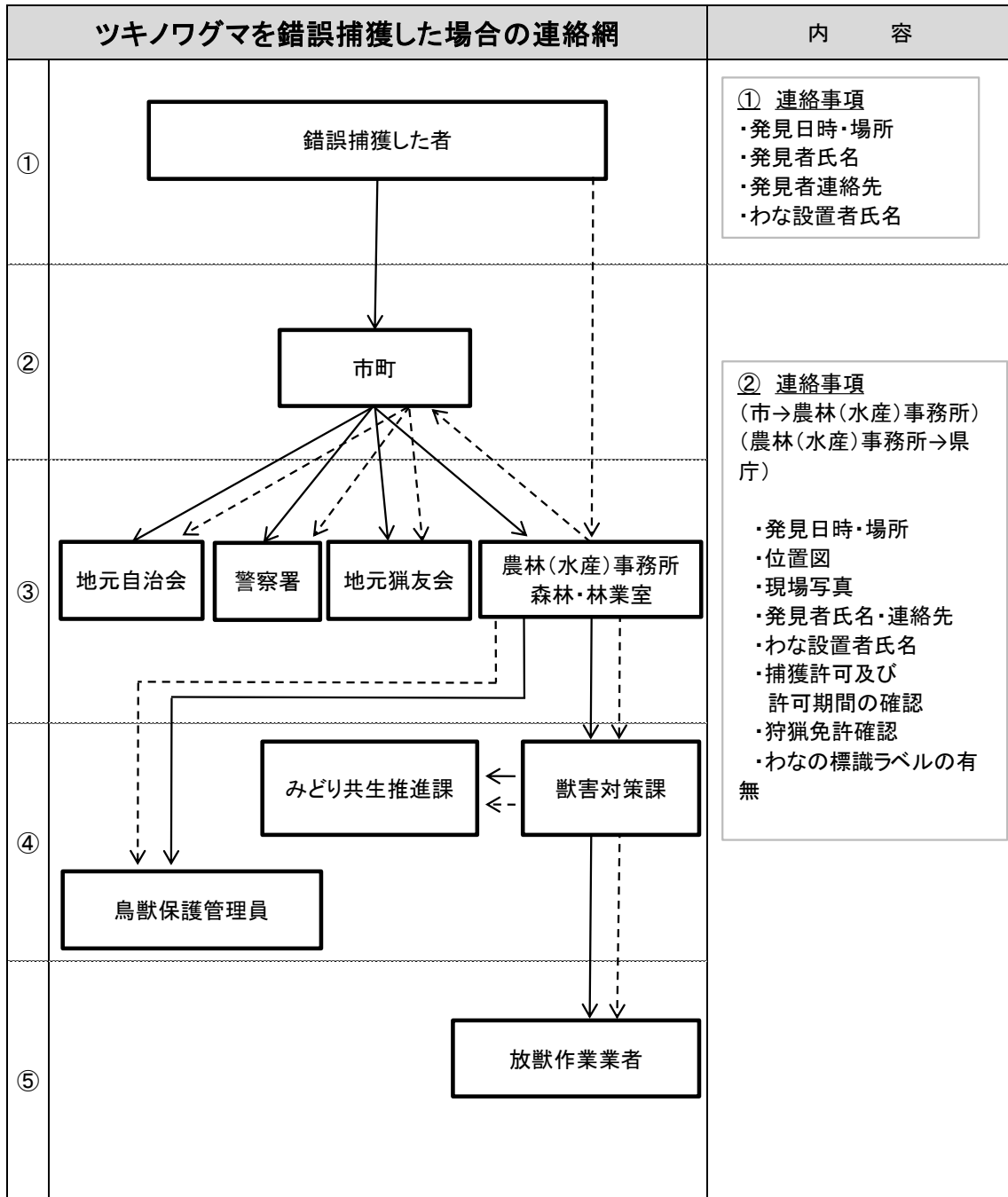
○ 作業当日メモ

1 集合日時

2 集合場所

関係機関	担当所属		担当氏名	役割(例)
市町		1		現地確認
		2		地元調整
		3		現場調整
		4		現場整理
		5		連絡係
県庁		1		捕獲檻等の用意
		2		放獣作業業者案内
		3		運搬
		4		麻酔・放獣等立会
		5		連絡係
農林(水産)事務所		1		現場確認
		2		現場調整
		3		現場整理
		4		連絡係
		5		写真係
鳥獣保護管理員		1		現地対応
		2		現地対応
猟友会		1		安全確保
		2		安全確保
		3		放獣対応
警察		1		安全確保
		2		安全確保
		3		安全確保





※実線:有害鳥獣捕獲期間の場合
 ※破線:狩猟期間の場合